

第四章 政治体制の現状

クラウゼヴィツは「戦争の本質」を
「他の手段をもってする政治の継続に他ならない」と論証しました。

このクラウゼヴィツの考えは、現代における国家間の戦争又は紛争が、自国の政治的意図を相手に強制する目的で、武力を行使している事実に着目すれば、今もって色褪せることはありません。

戦争が、現代においても「政治を継続する他の手段である」のならば、政治を司る体制はどうか。

二〇一〇年十二月現在（注：書き上げた二〇一〇年二月から約一年経過した為、最新データを踏まえ更新）、世界には一九三（我が国未承認の北朝鮮を除く）の独立国家が存在します。

日本外務省の各国事情資料を基に、一九三ヶ国の政治体制を検討して大きく区分してみると、次のとおりになります。

共和制国家	一四四ヶ国
立憲君主制国家	三八ヶ国
絶対君主（王又は首長）制国家	六ヶ国
特異統治体制国家	五ヶ国

一 共和制国家

現代の共和制は、国民によって選出された元首（大統領又は国家代表）が統治する政治形態です。

「国民主権」が確立されているか否かによって、民主主義体制か非民主主義体制であるかが分かります。

(一) 民主主義体制国家

複数政党による自由選挙、議会の立法権、言論の自由等、「国民主権」が保障された体制を堅持した国家で、共和制の議会制民主主義体制国家と呼ぶことができます。

一三三ヶ国が該当します。

* 「ネパール」は二〇〇八年五月、君主制から民主共和制に移行

したのでこの範疇（カテゴリー）はんちゆうに含めます

また、国内が混迷状態にあるものの、この体制を選択することによって民主化に努力している次の国々を含めています。

* アフガニスタン・イスラム共和国

* イラク共和国

* 赤道ギニア共和国

* コンゴ民主共和国

* コソボ共和国（二〇〇八年六月独立）

(二) 非民主主義体制国家

自由な政治活動、言論の自由等の「国民主権」が制限されており、特定の政党又は元首による独裁制の強い国家で、共和制の独裁体制国家と呼べるものです。

十一ヶ国が該当します。

一党独裁体制国家

* 中華人民共和国（中国共産党独裁）

* ベトナム社会主義共和国（ベトナム共産党独裁）

* ラオス人民民主共和国（ラオス人民革命党独裁）

* キューバ共和国（キューバ共産党独裁）

* シリア・アラブ共和国（バース党独裁）

* シンガポール（人民行動党の事実上独裁）

注：シンガポールは人民行動党の圧倒的な政治力で政策に関する言論の自由が抑圧されている

元首独裁体制国家

個人的な長期政権により国民の不满が内在する国家は多数存在しますが、次の四ヶ国が独裁性が顕著です

- * ジンバブエ共和国 (一九八七年〜ムガベ大統領独裁)
- * スーダン共和国 (一九八九年〜バシル大統領独裁)
- * ウズヘキスタン共和国 (一九九一年〜カリモフ大統領独裁)
- * ベラルーシ共和国 (一九九四年〜ルカシエンコ大統領独裁)

イスラム教独裁国家

- * イラン・イスラム共和国 (イスラム教シーア派の事実上独裁)

注：国法をイスラム法又はイスラム教シーア派の教えに限定して国民に強制し、人権等を侵害している

二 立憲君主制国家

歴史的に世襲制の君主(国王等)が君臨していますが、憲法等の規定で君主の権力が制限が設けられている政治形態の国家です。

君臨する君主(国王等)の下で、複数政党による自由選挙、議会の立法権、言論の自由等の「国民主権」が保障されており、「立憲君主制の議会制民主主義体制国家」と呼ぶことができます。

三八ヶ国が該当します。

(一) 英国国王の君臨国家

一六ヶ国

「マレーシア」は英連邦の一員ですが、自国の立憲君主を擁しているため他の立憲君主国家の範疇に区分します

(二) 他の君主(国王等)の君臨国家 二二ヶ国

この体制の国家には、次の国々を含めます

- * 日本(象徴天皇帝の下で、議会制民主主義体制を確立)
- * アンドラ公国(フランス大統領及びウルヘル司教の二名が元首として君臨。歴史的背景から立憲君主に該当する)
- * ブータン王国(二〇〇八年四月、絶対的権限を持つ君主制から議会制民主主義体制に移行した)

- * バーレーン王国（議会に立法権が認められている）
- * レソト王国（二〇〇二年以降民主的選挙を実施し議会制が確立）

三 絶対君主（王又は首長）制国家

君主（国王又は首長）の権力に制限がなく、議会が設けられていても立法権が認められないか、又はその権限が制約されている政治形態国家。

この為、政党活動の自由、言論の自由等の「国民主権」が制限される絶対君主体制国家と呼ぶことができます。

六ヶ国が該当します。

(一) 王制国家

この体制国家は次の三ヶ国です。

- * オマーン国（諮問議会、国民議会には立法権がない君主制）
- * サウジアラビア王国（国王一族による絶対王制）
- * スワジランド王国（絶対王制）

(二) 首長制国家

この体制国家は次の三ヶ国です。

- * カタール国（諮問評議会に立法権を認めない絶対首長制）
- * クウェート国（首長のサバーハ一族が政権を独占）
- * アラブ首長国連邦（議会の立法権が制限される連邦首長制）

四 特異統治体制国家

特異思想に基づく個人の独裁形態、軍市政権による独裁形態、宗教に基づく統治形態、国内混乱による無政府状態の国家をこの範疇に含めます。
五ヶ国が該当します。

(一) 個人独裁国家

この体制の国家は一ヶ国です。

* 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリーヤ国

(一九六九年)カダフィ大佐「九月革命指導者」の思想方針に基づく独裁)

注 : 朝鮮民主主義人民共和国「北朝鮮」はこの範疇ですが、我

が国は公式に国家として承認していないため適用外とする

(一九四八年)「チュチェ」主体」思想に基づき朝鮮労働党を率いる金日成・金正日父子二代に亘る個人独裁)

(二) 軍政独裁国家

この体制国家は一ヶ国です。

* ミャンマー連邦

(一九八八)軍事クーデターによる政権奪取後、議会を解散したままの軍事政権独裁)

(三) 宗教統治国家

この体制国家は一ヶ国です。

* バチカン市国

(キリスト教ローマ法王による統治)

(四) 無政府状態国家

この状態国家は次の二ヶ国が該当します。

* ソマリア民主共和国

(一九九一年)内戦による政情不安が継続、二〇〇五年に暫定連邦政府が設けられたものの機能せず無政府状態)

* エリトリア国

(一九九三年エチオピアから分離独立後も国政選挙が無期延期されたままで、一党制臨時政府が設けられたものの機能せず無政府状態。エチオピアとの間で国境線画定に関し対峙継続)

政治体制を大枠区分した結果、北朝鮮を除く、世界の一九三ヶ国のうち「国民主権」を保障した議会制民主主義の国家は次のとおりです。

共和制の議会制民主主義国家
立憲君主制の議会制民主主義国家

一三三ヶ国（六八・九％）
三八ヶ国（一九・七％）

議会制民主主義政治体制を選択した国家が世界に一七ヶ国、実に独立国家全体の約八九％を占めていることが判ります。

この事実を、

『 国民の自由選挙で選出された元首（大統領）の下、複数政党による政治活動及び選挙の自由・議会の立法権・言論の自由・司法の独立・等の「国民主権」が保障された共和制の議会制民主主義国家 』

又は

『 世襲制君主（国王等）の下、複数政党による政治活動及び選挙の自由・議会の立法権・言論の自由・司法の独立・等の「国民主権」が保障された立憲君主制の議会制民主主義国家 』

が世界の大勢であることを証明しています。

何故こうなったのか、歴史の要点を、次にひるがえ翻り概観してみます。